

平成27年 5 月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成27年 5 月 26 日 開 会

平成27年 5 月 26 日 閉 会

宮古地区広域行政組合

平成 2 7 年 5 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 員 全 員 協 議 会

平成 2 7 年 5 月 2 6 日（火曜日）

午前 1 1 時 1 6 分開議

議 事 日 程

1 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（１）宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

（２）和解に関し議決を求めることについて

3 その他

（１）その他

出席議員（１３名内遅刻者１名）

１番	坂本	昇君	２番	伊藤	清君
３番	畠山	直人君	４番	黒沢	一成君
５番	佐々木	重勝君	６番	古舘	章秀君
７番	野舘	泰喜君	８番	宮森	鋭幸君
９番	落合	久三君	１０番	坂本	正君
１１番	山崎	泰昌君	１２番	小松山	久男君
１３番	松本	尚美君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局	長	櫻野	甚一君
総務課	長	大久保	一吉君
施設課	長	鈴木	登志美君
消防	長	野沢	浩二君
消防次長兼消防課長		米澤	秀樹君
総務課	長	外舘	義博君

◎開 会

○議長（松本尚美君） 若干ご案内の時間よりも早いんですけども、議員全員協議会を始めたいと思います。議員全員協議会の会議に先立ちまして、4月1日付で職員の異動がありましたので、消防本部及び事務局の職員をご紹介しますようでございますので、よろしく願いいたします。

○消防長（野沢浩二君） それでは、今年度の消防の職員をご紹介します。皆様から向かって左側、私の隣でございますが、消防次長消防課長兼務の米澤でございます。

○消防次長兼消防課長（米澤秀樹君） よろしく申し上げます。米澤です。

○消防長（野沢浩二君） 総務課長の外館でございます。

○総務課長（外館義博君） 外館です。よろしく願いいたします。

○消防長（野沢浩二君） 宮古消防署長の白鳥でございます。

○宮古消防署長（白鳥定良君） 白鳥です。よろしく申し上げます。

○消防長（野沢浩二君） 山田消防署長の里館でございます。

○山田消防署長（里館敏彦君） 里館です。よろしく願いいたします。

○消防長（野沢浩二君） 岩泉消防署長の小林でございます。

○岩泉消防署長（小林一彦君） 小林です。よろしく申し上げます。

○消防長（野沢浩二君） 私、消防長の野沢でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松本尚美君） それでは、事務局。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、引き続き事務局の紹介をいたします。

4月1日付で職員の人事異動がございました。まず、私のほうから紹介いたしますけれども、事務局長ということで着任いたしました櫻野甚一といたします。よろしく願いいたします。

それから、こちらのほうからですけども、総務課長の久保でございます。

○総務課長（久保一吉君） 昨年に引き続き、今年もどうぞよろしくお願いをいたします。

○事務局長（櫻野甚一君） 施設課長の鈴木でございます。

○施設課長（鈴木登志美君） 鈴木です。よろしく申し上げます。

○事務局長（櫻野甚一君） 今年度1年よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（松本尚美君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めます。

落合議会運営委員長。

○議会運営委員長（落合久三君） 先ほど議会運営委員会を開きましたので、審議結果を

ご報告いたします。

議事日程でございますが、初めに議長が開会宣言を行います。

次に、日程第１の会議録署名議員の指名につきましては、今回は、６番、古舘章秀議員、７番、野舘泰喜議員を議長が指名いたします。

日程第２の会期の決定につきましては、会期は５月２６日の１日間ということで、本会議に諮って会期を決定いたします。

日程第３で、議案第１号 宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第４で、議案第２号 ごみ焼却施設基幹的設備改良工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

日程第５で、議案第３号 和解に関し議決を求めることについてを議題といたします。

以上が議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これについて何かございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） それでは、次に、本日の協議案件は、お手元に配付されております会議次第のとおり２件でございます。

それでは、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例を協議をいたします。

事務局の説明を求めます。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） それでは、宮古地区広域行政組合手数料条例の一部を改正する条例について、資料ナンバー１でご説明をいたします。

１ ページ目をご覧くださいまして、まず初めに、第１の改正の趣旨でございますが、宮古地区広域行政組合火災予防条例第４７条に基づく容量１万リットルを超えるタンクの水張検査及び水圧検査の手数料を新たに追加するため、所要の改正を行うものであります。

第２の条例案の内容であります。別表中、１３宮古地区広域行政組合火災予防条例第４７条に規定する事務の項を改正するものでございます。（１）の水張検査でございますが、「容量１万リットル未満のタンク、検査１件につき６,０００円」のところを「容量１万リットル以下のタンク、検査１件につき６,０００円」と、それから「容量１万リットルを超えるタンク、検査１件につき１万１,０００円」に、（２）の水圧検査でございますが、「容量６００リットルを超え１万リットル未満のタンク」のところを「容量６００リットルを超えるタンク」に改めるものでございます。

２ ページについては、今回上程する議案を添付してございます。

施行日は公布の日からとするものでございます。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 今、説明がございましたが、何か質問がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎和解に関し議決を求めることについて

○議長（松本尚美君） 次に、和解に関し議決を求めることについてを協議いたしたいと思います。

事務局の説明を求めます。

櫻野事務局長。

○事務局長（櫻野甚一君） それでは、和解に関し議決を求めることについて、ご説明をいたします。

本件は、午後の本会議、議案第3号として提案するものでございます。資料ナンバー3をご覧くださいと思います。

1の提案の趣旨ですが、組合が東京電力株式会社原子力発電所事故に起因する放射性物質による影響対策に要した費用で、平成23年度及び平成24年度に実施したものに係る損害賠償請求のうち、東京電力株式会社が当該請求に応じない費用について、平成26年1月23日付で原子力損害賠償紛争解決センターにあっせん申し立てを行ってまいりましたが、同センターから、本年4月23日付で和解案の提示があったことから、和解案を受託し和解するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

2の和解の相手方は、住所、東京都千代田区内幸町一丁目1番3号、名称は東京電力株式会社でございます。

3の賠償請求額、和解額及び審理の状況ですが、表に記載しておりますが、これまでの放射線影響対策に要した費用284万1,416円について賠償請求を行い、そのうち検査委託費など、直接交渉により171万3,230円の支払いを受けてございます。今回の和解関係では、東京電力株式会社が支払いに応じない費用（C）の申し立て額79万6,185円について、平成26年1月23日に原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申し立てを行い、14万円の賠償金の支払いを求める和解案が提示されたもので、5月10日に東京電力株式会社が受託の意向を表明したものでございます。

和解の判断理由として、同センターによる審理の進め方について、まず岩手県の申し立てについて審理を進め、和解仲介方針を固めた上で、市町村、組合の審理、和解案作成を進める代表案件先行型方式を採用されております。先に審理を進めている岩手県では、和解案について顧問弁護士の判断のもとに受託することが適当と判断しております。このことから、組合が申し立てをした賠償金額のうち、時間外勤務手当、関連旅費の一部が認められましたので、和解の内容が妥当と判断したものでございます。

また、和解に際してのそのほかの条件としましては、次のページの参考資料、和解契約書案の下段4の清算条項のとおり、和解に定める金額14万円を超える部分については、本和解の効力が及ばず、組合が東京電力株式会社に対して別途賠償請求をすることを妨

げない。本和解に定める金額に係る遅延損害金については、組合は相手方に対して別途請求しないこと、及び本和解に関する手続費用は各自の負担とする内容でございます。

参考資料として、ただいま説明した和解契約書案及び契約書別紙を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上が和解に関し議決を求めることについての内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 今、説明がございましたが、何か質問ございますか。

○9番（落合久三君） この資料ナンバー3の最初のページの、直接この間交渉により171万3,230円の支払いは受けていると。その残りの費用のうち、79万6,185円をとという記述なんですけど、単純に計算しますと、さらに残っているだろうのが約30万円あるんですが、この残りの費用のうち79万6,000円、内訳は今説明あったんですが、これに和解の対象になっていない約30万というのは、なぜ対象にならなかったかは聞いておりますか。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 大変申しわけございません。その差額の30万円については、詳しい説明は私のほうで受けておりませんので、ちょっと内容については計り知れません。ちょっとわかりません。今回説明したとおりなんですけれども、今回79万6,185円の内訳と申しますのは、職員が勤務時間内に放射性対策に要した時間も積み上げて請求を出した部分なんですけれども、今回認められましたのは、そのうちの時間外、いわゆる住民説明会等とか、そういった部分での時間外の部分が認められたと。あとは、旅費につきましては、試験焼却のときの現地視察、あとは県の会議等への出席の部分が認められるということで、今回14万円、端数が出るんですけれども、1万円未満は切り捨てということでございますので、今回はこの14万ということでございます。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） もう一つ。和解契約書案と書いてある、ページでいえば1ページにあるものの、4の清算条項ですが、申立人と非申立人は以下の点を相互に確認すると。（1）が本和解に定める金額を超える部分については、申立人に対し別途損害賠償請求することを妨げないと、通常議会に、行政の場合は、この手の和解案が出れば、それをもって債権債務なしというように普通は落ちつくんですが、ここは、なおかつ行政組合のほうで東京電力に対して、今後いろいろ検討した結果、別途損害賠償することがあるかもしれないということに、それを余地を残したという判断は、主にどういう意味合いだったというふうに県のほうからは聞いておりますか。どういう意味なのかというのをちょっと教えてください。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、まだ26年度の請求も残ってございます、第7次の請求もあるんですけれども。それらに含めて、今後県との協議をしながら、残っている部分についても、あわせて請求してまいりたいというふうに考えています。

○議長（松本尚美君） 理由を教えてください。

大久保課長。

○総務課長（大久保一吉君） 本件につきましては、岩手県のほうでも既に和解を成立させているわけなんですけれども、これから先、ほかの市町村におきましても和解を成立させていくというのがございます。その際に、今の考え方というのが変わってきた場合に、そのこの分について請求をできるというような余地を残しておくという部分で、今回の和解以外の部分というところも請求、これからの状況が変わってきたときに請求をできるというような余地を残していくという中身になっております。

○議長（松本尚美君） 79万6,185円に対する和解で14万ですよね。この差額が請求できるということになっているんですけれども、それはどうしてなんですか。

○総務課長（大久保一吉君） それについては、本来は今の状況でもって和解は成立というような形になるわけなんですけれども、今回和解をしていた部分というのは、時間外があったときのそのはみ出し部分とか、それから旅費の部分というのを認められております。今後、今からいろいろな和解というか、調停みたいなのが出てくるんですけれども、その先に今の状況と違った判断が出てくれば、その部分について、私のほうで持っている同じ様な事例があるのであれば、それは請求してもいいですよという余地を残しているというのがこの部分になります。そのために、残り分についての請求を妨げないというような部分を入れているということになります。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） ちょっと俺の質問が余りにも抽象的なんだろう。最後に。

要するに、残りの五十何万を留保することに合意しているわけですが、その中身は、端的に言えば、今回和解の対象になったのは時間外の手当、書いてあるとおりですが、その残りの五十何万は基本的にどういう内容ですか。そこをちょっとしゃべってもらったほうがわかりやすいかな。

○議長（松本尚美君） 鈴木課長。

○施設課長（鈴木登志美君） そのこの部分につきましては、いわゆる勤務時間内に職員が、例えば空間線量測定とか、大体それが半日かかります。当時、26年度、農林業系の副産物を焼却する中での安全対策ということで、週1回の空間線量、それらがございまして、まず午前中は2人要しますので、その部分を積み上げた金額というのが大半になります。

○議長（松本尚美君） 落合議員。

○9番（落合久三君） そうすると、通常の勤務の業務の内容と東電のこういうことに伴ってというのを相手方に区別と区分をはっきりさせて、根拠を明確にするにはもうちょっと時間がかかると、明確な時間外のをまずもって受け入れた上で、残りについてはちょっと詰めていこうと、大ざっぱに言えばそういうことですね。

○議長（松本尚美君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎その他

○議長（松本尚美君） 次は、その他でございますけれども、皆さんから何かございますか。事務局のほうからいいですか。

○事務局長（櫻野基一君） 事務局のほうからはございません。

○議長（松本尚美君） 皆さんからいかがですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） 特にはないようなんですけれども、私のほうから皆さんにちょっとご意見を伺っておきたいなと。今日決めるということではないんですけれども、ご意見をいただきたいなと思いますのは、広域の議会の研修視察です。前回もちょっとお話させていただきましたが、従前のといいますか、消防、それからごみ処理、焼却とか、あとはし尿にかかわる部分の視察研修が多かったわけでございますけれども、ただ、東北地区といいますか、マイクロバスで行ける範囲ということで今まで意識しておりましたけれども、27年度につきましては、研修旅費を増やしていただきましたし、また、皆さんから一部ちょっとお話があった、テーマが余りにも狭過ぎるのではないかというような話もありましたが、研修先についてのテーマといいますか、計画についてご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

黒沢議員。

○4番（黒沢一成君） 以前もちょっと話が出たんですけれども、し尿処理と消防とそれ以外の部分で、広域でやっているところがあれば、企業誘致とか観光誘致とかやっているところがあれば、そういうところを見て行ってはどうかと思います。

○議長（松本尚美君） 黒沢議員からは、今やっている事務だけではなくて、先進地といいますか、ほかの事務についてやっているところがあれば……

○4番（黒沢一成君） もうちょっと幅を広げて、勉強できるところがあれば。

○議長（松本尚美君） あといかがですか。ありませんか。

野館さん、どうでしょうか。

○7番（野館泰喜君） ありません。

○議長（松本尚美君） 今、黒沢議員から話がありました当宮古地区広域行政組合が実施していないというか、行っていない事務について、ほかに先進地的なところがあればテーマにしたらいんじゃないかということです。その部分も含めて、また、これはうちも前からちょっと皆さんにこの広域連携、また、広域の今後の取り入れるものがないかということで研究したいというお話をさせていただきましたけれども、その流れの中の話だと思います。

また、今回、今日は契約が本会議で出ますけれども、ごみ焼却施設の基幹改良といいますか、始まるわけなんですけど、本来といいますか、他の地域ではこういったごみ焼却の余熱、排熱、そういったものの利用できる施設が今、全国各地で出てきています。特に発電です。そういった部分で何とかというのもあったんですけれども、なかなか宮古の施設改良にはその部分が入ってこないということもありまして、非常に残念なんですけれども、また、現状やっているし尿処理とか、そういったし尿を使った分、それから、宮古市の場合ですと、下水道の汚泥とか、それぞれ構成市町村の中にもそういった部分があるかと思いますが、浄化槽のくみ取りとか、そういったものを利用して発電するかという部分も出てきているようですので、新たな展開といいますか、将来に備えてそういった部分の研究もいいんじゃないかなというふうに思っていますが、どうでしょうか。いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長(松本尚美君) じゃ、具体的な視察先は、ピックアップは任せていただいて、今の日程に基づいてコースがしっかり無駄なく効率よく組めるところがあれば、ご提案をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

また、時期についても、それぞれ皆さん定例会等々いろいろな活動があるとは思いますが、その時期についても事務局と相談をしながら、皆さんとも協議しながら設定していきたいなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

◎閉 会

○議長(松本尚美君) あと、その他ないということですので、これをもちまして議員全員協議会を終わりたいと思います。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 41 分閉会
